住所　神戸市長田区大橋町６丁目１番１―2205号
李絵実　昭和60年４月９日生
住所　神戸市須磨区神の谷５丁目10番39号
梁千代美　昭和39年３月８日生
住所　兵庫県加古川市別府町別府835番地１
尹全秀　昭和22年３月30日生
住所　北九州市小倉南区大字徳吉65番地４
金末広　昭和26年２月25日生
住所　大阪府東大阪市本町３番４号
李里美　昭和39年７月29日生
住所　大阪市生野区小路１丁目19番10号
李英生　昭和52年12月９日生

○外務省告示第１号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十六年十二月十五日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十七年一月五日

外務大臣　岸田　文雄

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成26年12月15日	2007年１月17日	TH2379743

住所　大阪市大正区三軒家東１丁目10番26―1201号
洪渊徳　昭和47年12月１日生
住所　大阪府東大阪市俊徳町３丁目７番32―507号
趙貞憙　昭和22年５月９日生
洪渊清　昭和50年７月12日生
洪渊裕　昭和54年２月16日生
住所　大阪市生野区桃谷２丁目５番35号
趙令花　昭和53年３月13日生
住所　大阪市城東区今福南４丁目10番４―505号
黄信瑛　平成６年６月28日生

○農林水産省告示第１号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　長野県松本市波田字赤松三二一〇の二、字前渕三二五四の一、三二五七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第２号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　長野県東筑摩郡筑北村大沢新田字カマヤ七〇八、七〇九、七一〇の三、七一一の三、七一二の一、字草生七一四、七一五、七二四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び筑北村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第３号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草四二五九、四二六一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第４号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草五〇九五の二、五一一二の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法、

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第５号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草四九四〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第６号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　長野県安曇野市堀金三田三九五八、三九六四、三九九〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第７号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月五日

農林水産大臣　西川　公也